

信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為に係る方針及び方法 (格付提供方針等)

最終更新日：2016年12月1日

株式会社日本格付研究所（JCR）は、以下の方針及び方法に基づいて信用格付を提供し、又は閲覧に供します。

- (1) 付与した信用格付を提供し、又は閲覧に供する行為を、当該信用格付の付与後遅滞なく行います。当該行為を行う場合、信用格付には、最後の更新時期をあわせて示します。
- (2) 信用格付を提供し、又は閲覧に供する場合には、信用格付及び格付事由を公表します。また、当該信用格付が服する各国法令上の法定開示項目（以下「法定開示項目」といいます。）をあわせて公表します。なお、本邦法令に基づく法定開示は、別紙1に掲げる「本邦法令に基づく法定開示項目について」に拠ります。米国法令に基づく法定開示については、別紙2に掲げる「米国法令に基づく法定開示項目について」に拠ります。
- (3) 信用格付を撤回する場合は信用格付の対象が消滅する場合を除き、その旨を遅滞なく公表するとともに、当該信用格付を引続き公表する場合は、最新の更新時期と今後更新されない旨を明らかにします。
- (4) 信用評価の結果の妥当性について、金融庁長官その他の行政機関がこれを保証したものと誤解されるおそれがある表示を行いません。
- (5) 信用格付及び格付事由は、以下の手段を通じて公表します。
 - ① JCR の無料ウェブサイト (<http://www.jcr.co.jp>) に信用格付、格付事由及び法定開示項目をあわせて記したレポート（以下、「信用格付レポート」という。）を掲載します。
 - ② 毎営業日における上記①による信用格付の公表は、原則として午後 3 時半を目途に行いますが、やむを得ない事由により公表時間が前後することがあります。
 - ③ 信用格付レポートの公表は、日本語及び英語で同日に行います。ただし、英語版については、格付事由の翻訳に時間がかかる場合があり、要約版を公表することがあります。その場合、3 営業日以内に全訳版に差し換えを行います。（ただし、ストラクチャード・ファイナンス商品の英語版は、要約版のみを公表します。）
- (6) 信用格付の公表に当たっては、その信用格付を決定するのに用いられた格付付与方針等のなかの主なものは何か又はどの時点の格付付与方針等かを、その格付付与方針等が閲覧可能な場所とあわせて明らかにします。また、信用格付が格付付与方針等のなかの複数のものに基づいている場合又は主たる格付付

与方針等のみを用いることによって投資家が信用格付のもつ他の重要な側面を見落とす可能性がある場合には、信用格付の公表時にその旨を明らかにします。更に、異なる格付付与方針等や他の重要な論点が信用格付の決定にどのように考慮されたかも明らかにします。

- (7) 公表された信用格付の決定に至った過程を外部の第三者が理解できるように、信用格付の手続、方法及び前提条件に関して十分な情報を公表します。こうした情報には、各格付記号の意味、デフォルトの定義および信用格付の対象期間等が含まれます。
- (8) 格付付与方針等の重要な制定又は変更を行った場合は、当該制定又は変更に伴い見直しが必要となる信用格付の範囲及び見直しの完了までにかかる期間を、当該制定又は変更の公表後、遅滞なく公表します。

以 上

本邦法令に基づく法定開示項目について

*以下に掲げる法定開示項目は、「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」（以下「業府令」といいます。）に基づいたものです。本法定開示項目は、業府令の対象となる信用格付のみに適用され、開示は日本語で行います

「法定開示項目」

信用格付を提供し、又は閲覧に供する場合には、信用格付、格付事由とあわせ、以下に掲げる事項を表示します。ただし、資産証券化商品の信用状態に関する評価が信用格付の対象となる事項である場合には、オリジネーターの氏名又は名称に代えて、当該者の業種、規模及び所在する地域並びに公表しない合理的な理由を公表することがあります。

- ① JCRの商号及び登録番号
- ② JCRに対して直近一年以内に講じられた監督上の措置の内容
- ③ 信用格付を付与した年月日
- ④ 信用格付の付与に係る過程に関与した主任格付アナリストの氏名及び信用格付の付与についてJCRを代表して責任を有する者の氏名
- ⑤ 信用格付の対象となる事項の区分及び細目に応じた次に掲げる事項
 - ア 信用状態に関する評価の前提となる事項及び信用状態に関する評価の結果を示す等級を定めるために用いる基準
 - イ 信用格付の付与に係る方法の概要
- ⑥ 信用格付の対象となる事項の概要
- ⑦ 発行体、格付対象債券等の組成事務受託者等といった格付関係者の氏名又は名称
- ⑧ 信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であり、かつ、過去に信用格付を付与した資産証券化商品の設計と著しく異なる場合には、その旨
- ⑨ 信用格付の付与が格付関係者からの依頼によるものでない場合には、その旨及び信用格付の付与に係る過程において格付関係者から公表されていない情報（信用評価に重要な影響を及ぼすものに限る。）を入手したか否かの別
- ⑩ 付与した信用格付について更新を行わない場合には、その旨及びその理由
- ⑪ 付与した信用格付の前提、意義及び限界に関する当該信用格付の対象となる事項の区分に応じた説明（信用格付の変動の特性に関する説明及び信用格付の対象となる事項が信用状態の変化に関する情報が限定されている金融商品の信用状態に関する評価である場合における当該信用格付の限界に関する説明を含む。）
- ⑫ 信用格付の付与に当たり利用した主要な情報に関する次に掲げる事項
 - ア 当該情報の概要
 - イ 当該情報の品質を確保するために講じられた措置の概要

ウ 当該情報の提供者

⑬ 付与した信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価に関するものである場合には、次に掲げる事項

ア 損失、キャッシュ・フロー及び感応度の分析に関する情報

イ 付与した信用格付の対象となる事項が資産証券化商品の信用状態に関する評価であることを明示するための記号又は数字その他の表示（当該表示に基づき投資者が当該信用格付の意義及び限界を理解するための説明を含む。）

米国法令に基づく法定開示項目について

*以下に掲げる法定開示項目は、General Rules and Regulations, Securities Exchange Act of 1934 (米国1934年証券取引所法 SEC細則 (以下、SEC細則)) Part 240 17g-7(a)(i)(ii)に基づいたものです。本法定開示項目は、SEC細則 17g-7(a)の対象となる信用格付のみに適用され、開示は英語で行います。

- (1) The Symbol, Number, or Score in the Rating Scale used to Denote Credit Rating Categories and Notches and, the Identity of the Obligor or the Identity and a Description of the Security or Money Market Instrument as Required by Paragraph (a)(1)(ii)(A) of Rule 17g-7
- (2) The version of the procedure or methodology used to determine the credit rating; as Required by Paragraph (a)(1)(ii)(B) of Rule 17g-7
- (3) The Main Assumptions and Principles used in Constructing the Procedures and Methodologies used to Determine the Credit Rating as Required by Paragraph (a)(1)(ii)(C) of Rule 17g-7
- (4) The Potential Limitations of the Credit Rating as Required by Paragraph (a)(1)(ii)(D) of Rule 17g-7
- (5) Information on the Uncertainty of the Credit Rating as Required by Paragraph (a)(1)(ii)(E) of Rule 17g-7
- (6) Use of Due Diligence Services of a Third Party in Taking the Rating Action as Required by Paragraph (a)(1)(ii)(F) of Rule 17g-7
- (7) Use of Servicer or Remittance Reports to Conduct Surveillance of the Credit Rating Required by Paragraph (a)(1)(ii)(G) of Rule 17g-7
- (8) The Types of Data Relied Upon for the Purpose of Determining the Credit Rating as Required by Paragraph (a)(1)(ii)(H) of Rule 17g-7
- (9) Overall assessment of the Quality of Information Available and Considered in Determining the Credit Rating as Required by Paragraph (a)(1)(ii)(I) of Rule 17g-7
- (10) Information Relating to Conflicts of Interest as Required by Paragraph (a)(1)(ii)(J) of Rule 17g-7
- (11) Explanation or Measure of the Potential Volatility of the Credit Rating as Required by Paragraph (a)(1)(ii)(K) of Rule 17g-7
- (12) Information on the Content of the Credit Rating, Including the Historical Performance of the Credit Rating and the Expected Probability of Default and the Expected Loss in the Event of Default as Required by Paragraph (a)(1)(ii)(L) of Rule 17g-7
- (13) Information on the Sensitivity of the Credit Rating to Assumptions Made as Required by Paragraph (a)(1)(ii)(M) of Rule 17g-7

(14) Information on the Representations, Warranties, and Enforcement Mechanisms of an Asset-backed Security as Required by Paragraph (a)(1)(ii)(N) of rule 17g-7